

富山市告示第 63 号

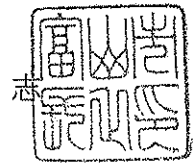
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条1項の規定により、次のとおり本市の字の名称及び区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による婦中南部地区第二換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 2月 14日

富山市長 森 雅



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町下吉川」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 上吉川		53の一部、57の一部、 58から65まで、66の一部、 162-1、162-2、 163-1、163-2、 164-1の一部、 164-2の一部、 211の一部、212の一部、 213-1の一部、 213-2の一部、 222-1の一部、 222-2の一部、223-1、 223-2、224-1、 224-2、226-1、 227-1の一部、 502-2の一部、 505の一部、704-1、 704-2、705-1、 705-2、706-1、 706-2、707-1の一部、 707-2の一部、756-1、 756-2、757-1の一部、 757-2の一部、763-1、 763-2、764-1の一部、 764-2の一部、 807の一部、808、 814-2、815-2
	婦中町 下井沢		56-1の一部、57の一部、 58の一部、59の一部、60、 61、62-1、63-1、 64から67まで、68-1、 69-1、70から73まで、 74-1、75-1、 76から80まで、81-1、 82-1、83から86まで、

富山市	婦中町 下井沢	87-1、88-1、 89から91まで、92-1、 92-2、93から95まで、 96-1、97-1、 98から100まで、 101-1、101-2、 102-1、102-2、 103から105まで、 106-1、107-1、 108から110まで、 111-1、111-2、 112-1、112-2、 113から115まで、 116-1、117-1、 118、119、 120-1から120-3まで、 121-1、121-2、 122-1から122-3まで、 123、124-1、 124-2、125、 126-1、127-1、 128-1、 129から132まで、 133-1、134-1、 135から139まで、 140-1、141-1、 142から144まで、 145-1、146、 147-1、148-1、 149-1、150-1、 151-1、152-1、 153-1
	婦中町 余川	304の一部、 305から317まで、 318-1、318-2、 319-1、319-2、 320-1、320-2、 321-1、321-2、 322-1、322-2、 323-1、323-2、 324-1、324-2、 325-1、325-2、

富山市	婦中町 余川		326-1、326-2、 327-1、327-2、 328-1、328-2、 329-1の一部、 329-2の一部、 376の一部、 377から401まで、 402の一部、403の一部、 404の一部、405の一部、 406の一部、407の一部
-----	-----------	--	---

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町上吉川」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 下吉川		201の一部、506の一部、 507、690-1の一部、 780-1、780-2、 781-1、781-2、 782-1、782-2、 783、784-1、 784-2、 785から790まで、 791の一部、818の一部、 819の一部、 921-1の一部、 1070-3、1070-4、 1074-3、1075-3、 1076-3、1077-3、 1078-3
	婦中町 余川		359の一部、360の一部、 361、362の一部、 363の一部、402の一部、 403の一部、404の一部、 405の一部、406の一部、 407の一部、408の一部、 409、410、411の一部、 412の一部、413、414、 415の一部、416の一部、 417、418、419の一部、 420の一部、421、422、 423の一部、424の一部、 425、426、427の一部、 428の一部、 429から432まで、 433の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町高日附」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	婦中町 余 川		235、257の一部、 258の一部、259の一部、 260の一部
	婦中町 上井沢		408-1の一部、 408-2の一部、 409-1の一部、 410-1の一部、 411-1の一部、 412-1の一部、 413の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市 町 村 名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町余川」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
富 山 市	婦中町 高日附		31の一部、32の一部、 104-1の一部、 104-2の一部、105-1、 105-2、106-2、 107-2、108-2、 109-2、110-2の一部
	婦中町 上吉川		779-1の一部、 779-2の一部、780-1、 780-2、781-1、 781-2、782-1、 782-2、783-1、 783-2、784-1、 784-2、785-1、 785-2、 786から791まで、 792の一部
	婦中町 下井沢		1から46まで、47-1、 47-2、48から55まで、 56-1の一部、57の一部、 58の一部、59の一部
	婦中町 上井沢		410-1の一部、 410-2の一部、 411-1の一部、 411-2、412-1の一部、 412-2、413の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。